

社会保険審査官

1. 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関（全国103名）として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求の事件について、審理を行っています。

- ・被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理

2. 実績

(1) 審査請求取扱状況

(単位：件)

受付（※）	862
取下（受付後に審査請求人から取下申出があった件数）	58
移送（受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数）	8
決定（審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」のとおり）	532

（※）受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は225件です。

(2) 決定状況

(単位：件)

	容認	棄却	却下	計
健康保険	15	115	24	154
船員保険	0	0	0	0
厚生年金	2	207	15	224
国民年金	1	150	3	154
合計	18	472	42	532

(一口メモ) ~容認・棄却・却下~

【容認】受理した審査請求について内容を審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものです。

【棄却】受理した審査請求について内容を審理した結果、請求について、その理由がないとして、請求をしりぞけたものです。

【却下】期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、審査請求について内容を審理するに至らなかったものです。